

塩竈市空き家バンク制度及び関連補助制度のご案内

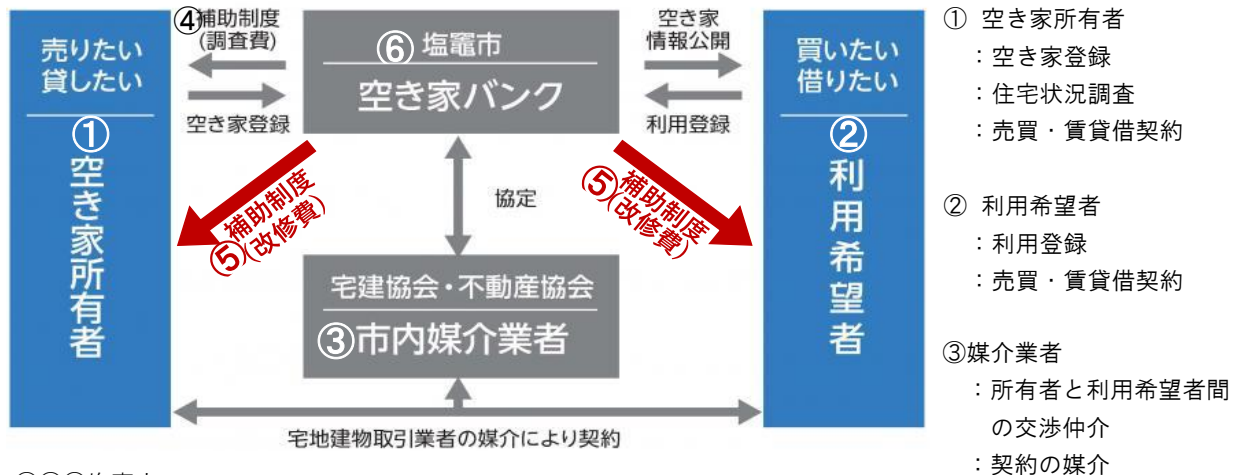
塩竈市では、顕在化する空き家の利活用を促進することで、生活環境の保全を図るとともに、定住の促進と地域の活性化を推進します。

1. 空き家バンク制度について

(1) 空き家バンク制度とは

空き家を「売りたい」「貸したい」とお考えの所有者に物件を登録していただき、空き家を「買いたい」「借りたい」とお考えの利用希望者に情報提供する制度です。

【空き家バンクの利用イメージ】



④⑤⑥塩竈市

- ：住宅状況調査費を補助
- ：空き家改修工事を補助
- ：空き家台帳整備
- ：空き家情報公開

※塩竈市個人情報保護条例（平成10年塩竈市条例第29号）の規定に基づき、申込みされた個人情報、本制度の目的以外には使用しません。

(2) 対象となる空き家とは

市内に存在し、現在使用していない又は近々使用しなくなる予定の次のいずれにも該当する物件です。

- ①専用住宅又は併用住宅で良好な管理状態にあるもの
- ②建築基準法及び都市計画法の規定に適合するもの
- ③過去に所有者等の使用実績があり、賃貸又は分譲を目的として建築されたものでないこと

対象とする空き家

住宅(持家)

住宅(賃貸・分譲)



(3) 空き家バンク制度に係る費用

空き家の登録や利用登録の費用は一切かかりません。ただし、次の法律に定められた費用が発生します。

空き家バンク制度を利用した登録物件の売買又は賃貸借に関する交渉及び契約については、媒介業者に空き家の媒介を依頼していただきますが、宅地建物取引業法に基づく範囲の媒介料が発生します。

(4) 空き家バンク制度に係る注意事項

次の3点を了承の上、空き家バンク制度を利用してください。

- ①空き家所有者及び利用希望者の登録情報は相互に交換され、媒介業者に提供されます。
- ②市では空き家の売買又は賃貸借に関する交渉及び契約等の媒介行為は行いません。
- ③契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で誠意をもって解決してください。

(5)申請に必要な書類

①空き家登録：空き家所有者等

- a.塩竈市空き家バンク制度登録申込書（様式第1号）
- b.塩竈市空き家バンク制度登録カード（様式第2号）
- c.同意書（様式第3号）
- d.添付書類 ・住宅及び土地に係る全部事項証明書 ・検査済証の写し ・委任状 ・同意書
・敷地図及び配置図 ・間取り図 ・外観・内観写真

②利用者登録：利用希望者

- a.塩竈市空き家バンク制度利用者登録申込書（様式第11号）
- b.誓約書（様式第12号）
- c.添付書類 ・本人確認書類

2. 空き家流通促進事業について

(1)空き家流通促進事業とは

空き家所有者が、空き家バンクと連動して住宅状況調査を行う際、その調査経費を補助するものです。利用希望者に空き家の状況を伝え、交渉を推進するための事業です。

(2)補助対象

①補助対象者

空き家所有者（空き家バンク制度に登録する空き家です。）

②補助対象経費

住宅状況調査経費（既存住宅状況調査技術者が行う、住宅の劣化状況等を調査する費用です。）

③補助金の額

②に要する額で**最大50,000円**（補助金の交付は住宅1件当たり1回限りです。）

④受付時期

空き家登録申込時（補助金の交付を受けようとする年度内に完了するものとなります。）

(3)申請に必要な書類

- a.塩竈市空き家流通促進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- b.添付書類 ・住宅及び土地に係る全部事項証明書 ・空き家バンク制度登録カードの写し
・既存住宅状況調査の見積書

3. 空き家改修工事助成事業について

(1)空き家改修工事助成事業とは

空き家所有者又は利用希望者が、空き家バンクと連動して空き家の改修工事を行う際、その工事経費を補助するものです。空き家の機能や性能を維持・向上させ、空き家の利活用を促進するための事業です。

(2)補助対象

①補助対象者

空き家バンク制度の下記登録者で、市内の施工業者に依頼し改修工事を行う方

- a.空き家所有者（利用希望者と売買契約又は賃貸借契約を締結する方）
 - b.利用希望者（空き家所有者と売買契約を締結する方）
（空き家所有者と賃貸借契約を締結する方 ※空き家所有者の承諾が必要になります。）
- 施工業者とは：市内に本店、支店又は営業所を有する法人若しくは個人事業主をいいます。

②補助対象経費

空き家改修工事経費（空き家に居住すること等を目的として行う、10万円以上の空き家改修工事です。）

●空き家を利活用する上で、建物の機能や性能を維持・向上させるため、空き家及び空き家の一部を修繕、補修、模様替え又は更新する工事をいいます。

除外経費：別棟（車庫・物置）、外構（門・塀）工事／家電・家具の購入、設置／他の補助金の交付工事

③補助金の額

②に要する経費×1/2で**最大500,000円**（補助金の交付は登録空き家1件当たり1回限りです。）

④受付時期




空き家の売買契約又は賃貸借契約時（補助金の交付を受けようとする年度内に完了するものとなります。）

(3)申請に必要な書類

- a.塩竈市空き家改修工事助成事業補助金交付申請書（様式第1号）
- b.改修工事計画書（様式第2号）
- c.承諾書（様式第3号）
- d.誓約書（様式第4号）
- e.添付書類 ・改修工事に係る見積書 ・位置図及び平面図 ・空き家の売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し ・市区町村民税の滞納がないことを証する書類

4. 住宅関連の補助制度について

【市の住宅関連補助制度】
 空き家バンク制度を利用して、中古住宅を取得する方で要件に該当する場合、次の補助事業を併用できます。

<p>■子育て・三世代同居・近居住宅取得支援事業 市内へ転入する次の世帯で、5年以上継続居住すること</p> <div style="background-color: #558b2f; color: white; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 子育て世帯 最大50万円 </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">  </div> <div style="background-color: #558b2f; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 三世代同居・近居世帯 最大50万円 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div> <p style="font-size: small; text-align: center;">※子育て世帯、三世代同居・近居世帯の定義があります</p>	<p>■木造住宅耐震診断助成事業 昭和56年5月以前に建てられた木造3階建てまでの戸建住宅</p> <div style="background-color: #558b2f; color: white; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 自己負担額 8,400円 （一般的な耐震診断費用：15万円程度の場合） </div> <p>■木造住宅耐震改修工事助成事業 耐震診断の結果、耐震性なしと診断された住宅</p> <div style="background-color: #558b2f; color: white; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 耐震改修工事 最大100万円 </div> <div style="background-color: #558b2f; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> +その他改修工事 最大20万円 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div> <p style="font-size: small; text-align: center;">※工事内容等の条件があります</p>
--	--